

# 西日本実業柔道連盟規約

## 第一章 総則

(名称)

第1条 本連盟は西日本実業柔道連盟（略称「西実柔連」）と称する。

(組織)

第2条 本連盟は第三章の会員をもつて組織する。但し、総会の議決を得て地区柔道連盟を置くことができる。

## 第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は柔道を通じて実業人の人格の形成と相互の親睦を図り、わが国産業界の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は前条の目的を達するため次の事業を行う。

1. 各種柔道大会の開催及び後援
2. 実業柔道を代表する選手の選考及び各種大会への派遣
3. 柔道に関する技術の研究、指導及び普及
4. 柔道に関する講演会の開催
5. 柔道に関する指導者の育成
6. 柔道に関する調査研究
7. 機関誌及びその他刊行物の発行
8. 功労者の表彰
9. 会員の登録
10. 海外交流及び海外研修派遣事業
11. その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

## 第三章 会員

(会員区分)

第5条 本連盟の会員は次の通りとする。

1. 正会員
  - (1) 本連盟の趣旨に賛同し会員になる意思を有する会社（事業所単位）・公社・クラブ等で警察及び学生を除く柔道団体。
  - (2) 本連盟の趣旨に賛同し本連盟が行う事業に参加、協力する個人、及び本規約第10条に規定する役員
  - (3) 上記（1）（2）の柔道団体、個人、及び役員は本連盟が運営する「JUDO愛サイト」に加入しなければならない。
2. 名誉会員  
本連盟のため特に功労があった者で、総会の決議を経て推薦された者

(会員の特典)

第6条 会員は本連盟が行う各事業に優先的に参加または招待を受けることができる。

(会員の資格喪失)

第7条 会員は次の事由によって資格を喪失する。  
退会、団体の解散、死亡、失踪宣言及び本連盟の解散。

(除名)

第8条 会員が本連盟の名誉を傷つけ、又は事業の遂行を妨げ、総会で除名を決議したとき本連盟から除名されるものとする。

(退会・除名会員取扱)

第9条 退会したもの又は除名されたものは本連盟に対する権利を失い、同時に義務を免れる。

#### 第四章 役員

(役員の種類)

第10条 本連盟に次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| 1. 会長    | 1名  |
| 2. 副会長   | 若干名 |
| 3. 理事長   | 1名  |
| 4. 副理事長  | 若干名 |
| 5. 事務局長  | 1名  |
| 6. 事務局次長 | 若干名 |
| 7. 常任理事  | 若干名 |
| 8. 理事    | 若干名 |
| 9. 監事    | 2名  |

(役員を選任)

第11条 役員を選任は次の通りとする。

1. 会長・副会長は理事会でこれを推薦し、総会で決議する。
2. 理事は総会の決議によって正会員の中より選任する。
3. 常任理事は理事の中から理事会が推薦し、会長がこれを委嘱する。
4. 理事長・副理事長・事務局長・事務局次長・監事は常任理事・理事の中から理事会が推薦し、会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、就任後2年内の最終の会計年度に関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。人事異動による会社(事業所単位)・公社等の役員変更の任期は前任者の残存期間とする。役員は任期満了後においても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本連盟を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事長は第25条に定める委員長会議を招集し、その会務を執行する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
5. 事務局長は事務局を総括し、理事長からの委嘱事項を執行する。
6. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはその職務を代行する。
7. 常任理事・理事は、委員長会議の委嘱事項を執行する。
8. 監事は会計を監査し、総会にこれを報告する。

(役員の手費)

第14条 役員の手費は次のとおりとする。

- (1) 役員は毎年度の期首に年会費を納入する。
- (2) 役員の手費は総会において決定する。
- (3) 役員の「JUDO愛サイト」加入費は免除する

(名誉会長・顧問・常任顧問及び参与)

第15条 本連盟に名誉会長・顧問・常任顧問・参与を置くことができる。  
名誉会長・顧問・常任顧問・参与の選任は、総会の決議を経る。

(名誉職)

第16条 本連盟の役員には報酬は支払わないこととする。

## 第五章 総会及び委員会等

(総会・常任理事会・理事会及び委員会)

第17条 本連盟は総会、常任理事会、理事会の他、常設の委員会を置く。

(総会の招集)

第18条 総会は定時総会及び臨時総会とする。

定時総会は、毎年1回会計年度の期首に開催する。

臨時総会は正会員の3分の1以上の要請があったとき、または会長が必要と認めたとき会長がこれを召集する。総会の議長は会長がこれに当たる。但し、会長の指示により副会長又は理事長が代行することができる。

(総会附議事項)

第19条 総会に附議する事項は次の通りとする。

1. 規約の変更
2. 予算、決算及び事業計画の報告

3. 役員を選任
4. 本連盟の解散
5. その他特に重要と認められる事項

(総会の成立)

第20条 総会は正会員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。但し、委任状による出席を認める。

(総会の議決)

第21条 総会の議決は出席正会員の過半数をもってする。  
可否同数のときは議長の決するところによる。但し、第19条第4号の場合、4分の3以上の同意を必要とする。  
総会における会議の議決権は各1個とする。

(常任理事会)

第22条 常任理事会は毎年総会時及び会長が必要と認めたときにこれを召集する。  
常任理事会は会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・各委員長で構成し、理事長から主要会務についての諮問・報告を受ける。

(理事会)

第23条 理事会は毎年総会時及び会長が必要と認めたときにこれを召集する。  
理事会は会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・理事で構成し、役員  
の推薦を行うほか理事長から主要会務についての報告を受ける。

(議事録の作成)

第24条 総会、常任理事会及び理事会の議事録は議長がこれを作成し、議長及び出席者代表1名以上が署名捺印のうえ、これを保存する。

(委員会)

第25条 委員会は「競技運営」・「審判」・「広告賛助」・「広報」等をもって構成し、委員長会議にて審議決定された方針に基づき、所掌事項を執行する。  
各委員長は正会員の中から、会長がこれを委嘱する。  
委員長の任期は、第12条に定める役員任期の規定を準用する。

(委員長会議)

第26条 委員長会議は理事長・副理事長・事務局長・競技運営委員長・審判委員長・  
広告賛助委員長・広報委員長・その他理事長が指名する者をもって構成し、  
委員会の事業運営方針に関する企画・審議を行う。

## 第六章 会 計

(連盟の経費)

第27条 本連盟の経費は、事業に伴う収入金・寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第28条 本連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

## 第七章 事務局

(事務局)

第29条 本連盟の事務を処理するため事務局を置く。

## 第八章 附 則

(細則の制定)

第30条 本規約施行についての必要な細則は、総会の決議を経て別に定める。

(規約の施行)

第31条 本規約は令和7年2月8日より施行する。

規約制定	昭和39年	3月14日
改正	昭和56年	5月9日
改正	昭和62年	4月18日
改正	平成2年	4月15日
改正	平成14年	5月11日
改正	平成18年	5月13日
改正	平成30年	5月12日
改正	令和2年	5月9日
改正	令和7年	2月7日

以上